

## 別海町議会基本条例（草案）逐条解説

## 目 次

条例の構成	3
前文	4
第1章 総則～基本となる考え方について～	5
第1条（目的）	5
第2条（定義）	6
第3条（条例の位置づけ）	7
第2章 議会及び議員の活動原則～与えられた役割を果たす～	8
第4条（議会の活動原則）	8
第5条（委員会の活動原則）	9
第6条（議員の活動原則及び政治倫理）	10
第7条（議長及び副議長の活動原則）	11
第8条（委員長及び副委員長の活動原則）	12
第3章 会議運営と町民参加～わかりやすい議会へ～	13
第9条（会議運営の原則）	13
第10条（町民参加）	14
第11条（次世代を担う町民の参加）	15
第12条（議会モニター）	15
第4章 議員間討議と委員会活動～結果を出す議会へ～	16
第13条（議員間討議）	16
第14条（委員会の審査又は調査事件）	17
第15条（委員会活動のP D C Aサイクル）	18
第5章 情報共有と議会活性化～開かれた議会へ～	19
第16条（情報公開及び個人情報保護）	19
第17条（町民への情報提供）	20
第18条（議会内部の情報共有）	21
第19条（正副議長志願者の所信表明）	22
第20条（議会活性化）	22
第21条（議会サポーター）	22
第6章 政策形成と議会機能の強化～行動する議会へ～	23
第22条（政策形成の基本）	23
第23条（議会による政策形成）	24
第24条（委員会による政策形成）	24
第25条（議員による政策形成）	25
第26条（政策の内容説明及び審議方法）	26
第27条（議決事件の追加）	27
第28条（専決処分）	27
第29条（適正な議会費の確立）	28
第30条（附属機関及び調査機関の設置）	28
第31条（議会図書室の附置）	29
第32条（議会事務局の設置及び強化）	29
第7章 議員活動～まちを歩き町民に寄り添う～	30
第33条（議員定数）	30

第 34 条（議員報酬） .....	31
第 35 条（議員研修及び議員間交流の強化） .....	31
第 36 条（多様な議員活動の推進） .....	32
第8章 災害などへの対応 ~議会が取り組む危機管理について~ .....	33
第 37 条（危機管理） .....	33
第9章 条例の運用 ~進行管理と見直し手続などについて~ .....	34
第 38 条（条例の進行管理及び見直し手続） .....	34
第 39 条（委任） .....	34
附則 .....	35

## 条例の構成

### 前文

- 第1章 総則 ～基本となる考え方について～
- 第2章 議会及び議員の活動原則 ～与えられた役割を果たす～
- 第3章 会議運営と町民参加 ～わかりやすい議会～～
- 第4章 議員間討議と委員会活動 ～結果を出す議会～～
- 第5章 情報共有と議会活性化 ～開かれた議会～～
- 第6章 政策形成と議会機能の強化 ～行動する議会～～
- 第7章 議員活動 ～まちを歩き町民に寄り添う～
- 第8章 災害などへの対応 ～議会が取り組む危機管理について～
- 第9章 条例の運用 ～進行管理と見直し手続などについて～

### 附則

#### 【この条例の構成について】

この条例は、前文、全9章の本文及び附則で構成しています。

第1章では、条例の目的と位置づけを、第2章では、条例の目的を果たすために求められる議会運営及び議員活動に関わる活動原則を規定しています。

その活動原則に基づいた議会運営のルール及び施策を第3章から第6章に、同じく議員活動の施策を第7章に規定しています。

第8章では、震災や感染症などの危機管理を、第9章では、条例の運用に関してを規定しています。

附則では、条例の施行期日などを定めています。

## 前文

自治体議会は、二元代表制のもとで、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。

別海町議会は、町民の直接選挙で選ばれた議員による町の意思決定機関であり、町民の意思を代弁する責務と行政事務執行に対する監視機能及び立法機能の責務を負っています。

開拓の歴史とともに昭和3年に開会した村議会では、海岸地区から内陸部への開墾、大冷害からの復興、根釧パイロットファーム事業、矢臼別・周辺用地の活用策、分村問題、日本一広大な可住地のインフラ整備など、昭和46年の町政施行後の議会では、新酪農村建設事業、つくり育てる漁業の振興、領土問題、米海兵隊訓練の移転問題、市町村合併問題など、町の形成や発展、国策への対応に関わる重要な議論と意思決定を重ねています。

平成を経て令和の時代を迎えた現在は、少子化、超高齢社会、人口減少問題の克服、人権問題への対応、食糧生産力の維持、中小企業の振興、災害への危機管理、感染症対策など、多くの政策課題に直面しています。

地方分権の進展により地方自治体の自己決定と自己責任の領域がより一層拡大し、全国各地で自治体議会の活性化が進む中、基礎自治体の一翼を担う議会には、これらの政策課題を解決するための機能強化と自己研鑽による変化が求められています。

議会は、町長その他の執行機関及び住民との対話を重ね、最良な意思を決定し、町民福祉の向上及び持続可能なまちづくりを推進するとともに、既存の枠組みに捉われない新たな政策形成機能を有する政策議会を目指します。

議員には、町民参加による「わかりやすい議会」、議員間討議と委員会活動の強化による「結果を出す議会」、情報共有と議会活性化による「開かれた議会」、政策形成と議会機能の強化による「行動する議会」を基本理念として活動する責務があります。

別海町議会は、このような使命と責務を強く自覚し、不断の努力によって町民の負託に全力で応えるため、議会活動及び議員活動の基礎となる「別海町議会基本条例」を制定します。

### 【前文の解説】

この条例の制定に至った背景、制定に当たっての議会の使命と責務などを述べ、町民の負託に応える決意を明らかにしたものです。

### 【用語の解説】

※二元代表制…首長と議会議員とともに住民が選挙で選ぶ制度です。

※地方自治の本旨…住民の意思に基づいてまちづくりを行う「住民自治」と、国から独立した団体が、自らの判断と責任においてまちづくりを行う「団体自治」の2つによって構成されると言われています。

※自己決定・自己責任…住民が自分たちで物事を決め、責任を負う、現代の自治の精神です。地方分権により、国、道、市町村の関係は、「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係へ転換しました。

※基礎自治体…首長及び自治体議会による自治制度がある行政区画の最小単位を指します。

※執行機関…本条例第2条「定義」で、別海町の執行機関について規定しています。

※政策議会…多様な目線で、政策を検証、議論し、よりよい自治体を形成する責任を果たそうとする議会。

**【第1章の解説】**

別海町自治基本条例（以下「自治基本条例」といいます。）を「自治体」の最高規範とし、「議会」の最高規範として別海町議会基本条例（以下「議会基本条例」といいます。）を位置づけています。

「わかりやすい議会」「結果を出す議会」「開かれた議会」「行動する議会」の実現により、町民福祉の向上と持続可能なまちづくりを目的としています。

(目的)

**第1条** この条例は、議会及び議員に関する基本的な事項を定め、「わかりやすい議会」「結果を出す議会」「開かれた議会」「行動する議会」を実現し、町民の負託に応え、町民福祉の向上及び持続可能なまちづくりの推進に寄与することを目的とします。

**【条文の解説】**

第1条は、別海町議会が議会基本条例を制定する目的を明らかにするものです。

**【用語の解説】**

※条例…自治体が法律の範囲内で定める自治立法のことです。

## (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 町民 町内に居住する人、町内に通勤又は通学する人、町内で事業を営む法人及び町内で活動する団体をいいます。
- (2) 執行機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価委員会をいいます。
- (3) 委員会 別海町議会委員会条例（昭和62年別海町条例第4号。以下「委員会条例」といいます。）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいいます。
- (4) 3常任委員会 委員会条例第2条第1項第1号から第3号に規定する3つの常任委員会をいいます。

### 【条文の解説】

第2条は、この条例で使用される用語について、一定の解釈を促すことを目的に用語の意味を明らかにするものです。

### 【用語の解説】

※委員会…本会議の予備的な審査又は調査の実施や議会運営などを調査するための機関です。委員会は、本会議の閉会中も継続的な審査又は調査が可能です。

※常任委員会・3常任委員会…議会に常に設置されている委員会が「常任委員会」であり、別海町議会では、町政を政策分野ごとに「総務・文教」「福祉・医療」「産業・建設」の3つに分類し、議案の審査や本会議の審議に向けた下調べを行う3つの常任委員会と、広報及び広聴の活動を所管する広報・広聴常任委員会が設置されています。このうち町政の審査又は調査を行う3つの常任委員会を「3常任委員会」と、この条例で用語を定義づけています。

※議会運営委員会…議会運営が円滑となるように審議予定の議案や請願などの議会運営全般にわたる事項の調査を担当する委員会です。

※特別委員会…常任委員会とは別に、町政及び議会の重要な課題など、特定の事項について専門的に審査又は調査を行うため特別に設置される委員会です。

## (条例の位置づけ)

**第3条** この条例は、別海町自治基本条例（平成23年別海町条例第1号。以下「自治基本条例」といいます。）に基づく議会の最高規範であって、この条例に違反しない限りにおいて、議会に係る条例、規則、訓令などを制定することができます。

2 議会及び議員は、この条例を遵守し活動します。

3 議会は、憲法、地方自治法その他法令などの議会に関する規定を解釈し、運用する場合においては、この条例に定める活動原則などに照らして判断します。

## 【条文の解説】

第3条は、この条例と自治基本条例との関係を明確にするとともに、この条例が議会における「最高規範」とし、議会基本条例遵守の活動と判断を義務づけるものです。

第1項では、議会基本条例の最高規範性に反しない議会及び町長の立法上の注意事項を、第2項では、議会基本条例を遵守する活動を、第3項では、議会基本条例に照らした関係法令の解釈と運用を、それぞれ定めています。

## 【用語の解説】

※別海町自治基本条例…町民、地域コミュニティ、議会及び行政の役割と責任を明確にし、町民主体による自治を確立するための基本的なルールを定めた条例で、別海町における「最高規範」に位置づけられ、いわゆる「基礎自治体の憲法」とも言われるものです。

※最高規範…この条例が、議会の他の例規類（条例、規則、訓令など）の中で最上位にあることを明らかにするものです。

※規則…条例と同様に、自治体が定めることができる自治立法です。

※訓令など…自治体機関の長が、所属の下機関又は職員に対して命令する「訓令」のほか、議会における慣習的な先例や申し合わせ事項などをいいます。

## 【第2章の解説】

憲法及び地方自治法に規定されている議会機能に関連づけて、この条例の目的を達成するために遵守すべき議会運営、委員会活動及び議員の活動原則を定めています。

### (議会の活動原則)

**第4条** 議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 町民の多様な声を聴き、説明責任を果たすとともに、積極的な町民参加の機会を設ける「わかりやすい議会」を目指します。
- (2) 町政が公正かつ適正に執行され、町民に最良な行政サービスが提供されるよう、議員間討議と研鑽により調査力を高める「結果を出す議会」を目指します。
- (3) 町政の意思決定を行うとともに、全ての会議を原則公開する「開かれた議会」を目指します。
- (4) 町民の意思を的確に把握し、町民の声を国政、町政などに反映する「行動する議会」を目指します。

## 【条文の解説】

第4条は、憲法及び地方自治法に規定される議会の主な権能ごとに、前文及び第1条に掲げる「政策議会を目指す4つの基本理念」と関係づけて別海町議会の活動原則を定めています。

第1号では、住民の直接選挙で選ばれる議員で構成される「町民を代表する機関」としての活動原則を、第2号では、「監視・牽制機関」としての活動原則を、第3号では、「議事機関」としての活動原則を、第4号では、自治立法権が付与された地方公共団体において、その条例を定める権限を有する議会の「立法機関」としての活動原則と、住民の声を政治に反映しようとする議会の活動原則を定めています。

## (委員会の活動原則)

**第5条** 3 常任委員会及び特別委員会は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 町民に対して会議の予定及び審査・調査の経過を報告し、調査を補強するため町民の意見を聴く機会を設ける「わかりやすい委員会」を目指します。
  - (2) 委員の合意に基づいた調査を行い、活発な委員間討議と研修により論点・争点を明確にし、政策課題の解決を図る「結果を出す委員会」を目指します。
  - (3) 会議資料及び会議結果を公開する「開かれた委員会」を目指します。
  - (4) 委員間討議の徹底、委員会間の横断的な政策の調査、委員外議員との政策討論、委員会の総意による政策提言などにより国政、町政などに政策を反映する「行動する委員会」を目指します。
- 2 広報・広聴常任委員会は、自治基本条例に規定する情報共有を活動の基本原則とし、議会広報の編集及び町民の意見聴取並びに広報・広聴活動の研究に取り組みます。
- 3 議会運営委員会は、この条例の活動原則に基づいた議会運営及び議員活動がなされているか、その確認に努めるとともに、この条例に規定する事項の進行管理を行います。

### 【条文の解説】

第5条は、委員会が持つ主な機能ごとにその活動原則を定めています。

議案の審査や所管事務の調査などを行う常任委員会と特別委員会の活動原則を第1項に、広報・広聴常任委員会の活動原則を第2項に、議会運営委員会の活動原則を第3項に、それぞれ定めています。

## (議員の活動原則及び政治倫理)

**第6条** 議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 町政課題、町民の意見などを的確に把握するため、多くの町民と対話します。
  - (2) 住民自治を推進するため、議会活動への町民参加を積極的に呼びかけます。
  - (3) 合議制の機関である議会は、言論の府であり、議員間の立場が対等であることを認識し、議員間討議を重んじます。
  - (4) 自己研鑽を重ね、研修及び視察による知見の向上を図ります。
  - (5) 町政の意思決定機関の一員としての自覚を持ち、公正かつ誠実に職務を遂行します。
  - (6) 自らの政治理念、ライフワーク、活動実績などを町民に説明します。
  - (7) 町民福祉の向上及び持続可能なまちづくりを推進するため、積極的に政策を提言します。
  - (8) 既存の枠組みに捉われない新たな発想で議会制度を研究します。
- 2 議員は、選挙で選ばれた町民全体の代表者としての倫理と品位を保持し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しないよう行動します。
- 3 議員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）に規定する紀律及び別海町議会会議規則（平成 3 年別海町議会規則第 1 号。以下「会議規則」といいます。）に規定する規律を遵守します。

### 【条文の解説】

第6条は、この条例の目的を果たすための議員の活動原則と議員の政治倫理について定めています。

議員の政治倫理については、その考え方を第2項で規定し、法及び議会の例規で定められているルールの遵守を第3項で規定しています。

### 【用語の解説】

※合議制…1人が機関の意思を決定する独任制に対して、機関を複数の人によって構成させる制度です。

※言論の府…多様な意思・意見を持つ複数の議員が集まり、意見を表明し合う場です。

※紀律・規律…「紀律」は風紀に関する取り締まり、「規律」は集団や機構の秩序を維持する決まりに用いられることが多いとされています。

※政策…町政において、地域課題の解決を図り、町民のよりよい生活環境を維持、改善、発展するために示す方針、対策、手段などのことです。

## (議長及び副議長の活動原則)

**第7条** 議長及び副議長は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議長は、議場の秩序を保持し、公正で民主的かつ公平な立場で議事整理を行い、議会の事務を統理し、議会を代表して議員の総意又は議決に基づいた国政、町政などへの意見反映に努めます。
- (2) 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長に代わり前号の規定に基づき活動します。
- (3) 議長及び副議長は、互いに公務の分担や情報共有を行うとともに、その経験に基づき委員会運営及び議員活動の助言を行います。

### 【条文の解説】

第7条は、議長及び副議長の活動原則を定めています。

第1号及び第2号では、地方自治法に規定される議長及び副議長の職務を活動原則とし、第3号では、同法に定める任期中の正副議長の活動、議長不在時の副議長の活動を担保する日頃からの職務の共通理解及び経験に基づいた議会内部での助言に関して活動原則を定めています。

### 【用語の解説】

※議事整理…議会では、開閉会の宣告、時間延長、休憩と再開、一括議題、発言の許可などの会議進行上の判断や議事日程の作成などは、地方自治法によって付与される議長の議事整理権に基づいて行われます。

## (委員長及び副委員長の活動原則)

**第8条** 委員長及び副委員長は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 3常任委員会及び特別委員会の委員長は、秩序の保持及び議事整理により円滑な委員会運営に資するとともに、本会議での審議の十分な判断材料が得られる審査又は調査を尽くし、その結果を委員外議員と共有する委員長報告を行います。
- (2) 広報・広聴常任委員長は、正確な情報発信に資するため、議会運営及び個人情報保護等の法令、例規などを熟知するとともに、情報共有と町民参加を推進するための新たな施策の研究機会を確保します。
- (3) 議会運営委員長は、自由闊達な委員間討議により全会一致の合意形成に努めるとともに、委員外議員に対しては、決定事項を速やかに共有し、必要に応じて参考意見を聴取する機会を設けます。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長に代わり前各号の規定に基づき活動します。
- (5) 委員長及び副委員長は、委員間討議が活発となるよう、正副委員長間の協議、所管との事前調整、討議資料の充実などの事前準備を行います。

### 【条文の解説】

第8条は、委員会活動を牽引する正副委員長の活動原則を定めています。

議案の審査や所管事務の調査などを行う3常任委員会の委員長の活動原則を第1号に、広報・広聴常任委員長の活動原則を第2号に、議会運営を司る議会運営委員長の活動原則を第3号に、それぞれ定めるとともに、全ての委員会の副委員長の活動原則を第4号に、その副委員長の活動原則を担保する日頃からの職務の共通理解に努め、活発な委員会討議を促す正副委員長の活動原則を第5号に規定しています。

### 【用語の解説】

※審議…本会議に付議される事件（案件）について、説明を聞き、質疑し、討論し、表決するという一連の流れをいいます。（付議とは、事件（案件）を本会議の審議に付すことをいいます。）

※委員長報告…委員会は、本会議から付託を受けた議案や請願などの審査又は調査を終えたとき、報告書を作成し、委員長から議長に提出するとともに、本会議で審査又は調査の経過と結果の報告を行います。

※所管…幅広い町政の政策分野を3つに分けて、委員会条例に基づき常任委員会が審査又は調査を行っていますが、当該政策分野の行政執行を担当する執行機関及びその内部の部署をいいます。

### 【第3章の解説】

会議規則、委員会条例及び傍聴規則に規定する会議運営に当たっては、我が国の議会制度の源でもある開かれた場で議論を尽くす「万機公論」を原則とする旨を規定し、その原則を実現するための施策として同章中の「町民参加」、次章の「議員間討議」に係る規定を以降に定めています。

町民参加を積極的に行い、公開された議論を尽くすことで、町民に「わかりやすい議会」を実現しようとするものです。

### (会議運営の原則)

- 第9条** 議会は、広く町民の意見を取り入れて公開された議論を尽くす会議運営を原則とします。
- 2 議会は、会議規則に基づき、会議運営を行います。
  - 3 議会が定める定例会の回数は、別海町議会定例会条例（昭和31年別海村条例第18号）で定めます。
  - 4 会議の傍聴に関する必要な規則は、別海町議会傍聴規則（平成13年別海町議会規則第1号）で定めます。

### 【条文の解説】

第9条は、議会の会議を運営する原則を定め、町民から見える場所でルールに沿って会議を運営することで「わかりやすい議会」を目指すものです。

第1項は、会議に臨む上で重んじるべき「万機公論」の考え方を、第2項以下は、会議の開催や進行などに関わって地方自治法により議会が定める会議規則などの規定に基づいた秩序を、それぞれ会議運営の原則として定めたものです。

### 【用語の解説】

※定例会…会期を定めて年間を通じて定期的に開催される本会議のことです。

## (町民参加)

**第10条** 議会は、次の各号に掲げる事項により町民の参加を進めます。

- (1) 会議の予定、議案、一般質問の通告内容などの公開
- (2) 傍聴による会議への出席の促進
- (3) 傍聴機会を拡充するための調査・研究
- (4) 議会の活動を報告し、町民と対話する機会の確保

2 委員会は、次の各号に掲げる事項により町民の参加を進めます。

- (1) 会議の予定、会議資料などの公開
- (2) 傍聴による会議への出席の促進
- (3) 請願及び陳情の提案理由を聞く機会の確保
- (4) 町民の申出による意見交換への対応
- (5) 調査の補強を目的とする町民との意見交換の実施

### 【条文の解説】

第10条は、議会への町民参加の各種施策を定め、あらゆる手段によって「わかりやすい議会」となるよう努力し、その結果、町民と議員が気軽に対話する議会を目指すものです。

第1項では、本会議（定例会及び臨時会）への町民参加施策を定めています。

第2項では、委員会活動への町民参加施策を定めています。

### 【用語の解説】

※一般質問…町政の一般事務について執行機関側の所見を求め、疑義を質す機会です。

※通告…議員が、自らの質問又は質疑に対して、その趣旨及び内容を執行機関にあらかじめ伝えることで、求めたい十分な説明が得られるよう、答弁などの準備の機会を確保するための手続です。

※請願・陳情…請願は、要望等を議会に訴える手段であり、紹介議員を必要とします。対して、陳情は、紹介議員は必要ありません。いずれも会議規則によって、その処理手順が定められています。

(次世代を担う町民の参加)

**第 11 条** 議会は、議会への町民参加が未来にわたり持続可能なものとなるよう、次の各号に掲げる事項により次世代を担う町民の参加を進めます。

- (1) 学校現場及び執行機関による主権者教育への協力
- (2) 高校生を対象とした意見交換、アンケートなどの実施
- (3) その他本町の未来を支える未成年の声の聴取

**【条文の解説】**

第 11 条は、この条例の目的である「持続可能なまちづくり」を実現するために、次世代を担う町民の議会への参加施策を定めることで、若者や子供にとっても「わかりやすい議会」を目指すものです。

第 1 号で執行機関などの主権者教育への協力について定め、第 2 号及び第 3 号では、議会が主体的に未成年の声を聴取する施策を定めています。

(議会モニター)

**第 12 条** 議会は、会議運営及び議会活動の提言を求めるため、町民からなる議会モニターを設置します。

**【条文の解説】**

第 12 条は、平成 28 年度から別海町議会が取り組んでいる「議会モニター制度」について定め、忌憚のない提言を求めて議会運営及び議員活動を改善し、町民にとって「わかりやすい議会」を目指すものです。

### 【第4章の解説】

地方自治法で規定されている「協議又は調整の場」を積極的に活用することで、「議論を尽くす」議員間討議を強化するとともに、年間を通じて活発に活動している委員会の審査又は調査の手続を具現化することで、政策形成につながる議会運営・委員会活動を推進し、「結果を出す議会」を実現しようとするものです。

(議員間討議)

**第13条** 議員は、会議の場において自らの意見を述べ、他者の意見に対して真摯に耳を傾け、議論を尽くします。

2 議会は、法に規定する協議又は調整を行うための場（以下「協議又は調整の場」といいます。）となる全員協議会、正副議長会議、正副本委員長会議などについては、会議規則で定めます。

### 【条文の解説】

第13条は、第2章各条に掲げる活動原則及び第3章第9条に規定する会議運営原則に共通する「議員間討議」について定め、会議出席者の全ての議員が納得する「結果を出す議会」を目指すものです。

第1項では、会議に参加する議員の約束事をそれぞれ規定することで議員間討議の基本原則を定めています。

第2項では、協議又は調整の場を積極的に活用した多様な議員間討議について定めています。

### 【用語の解説】

※討議…問題について結論を出すため、互いに意見を出して是非を検討し合うことです。

※協議又は調整を行うための場…議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場のことです。

## (委員会の審査又は調査事件)

**第14条** 常任委員会の審査すべき事件は、あらかじめ議会運営委員会で協議します。

2 常任委員会の調査事項の範囲は、委員会条例に規定します。

3 3常任委員会の調査すべき事件は、次に掲げるものとし、委員間討議により決定します。

(1) 総合計画のうち特に調査が必要と認められる実施計画

(2) 個別計画の策定及び特に調査が必要と認められる個別計画の更新又は変更

(3) 建設又は更新を計画している公共施設のうち特に調査が必要と認められる施設の基本構想及び基本計画

(4) 議案の審議を想定し、特に下調べが必要と認められる事務事業

(5) 町民から寄せられた政策課題のうち特に調査が必要と認められる事務事業

(6) 議員の一般質問後、特に追跡調査が必要と認められる事務事業

4 特別委員会の審査又は調査すべき事件は、あらかじめ議会運営委員会で協議します。

### 【条文の解説】

第14条は、本会議の審議を補完するために行う委員会の審査又は調査事件を明確に定め、「結果を出す委員会」を目指すものです。

第1項では、本会議から付託される常任委員会の審査事件の種類と本会議に付託を諮るまでの手続を定めています。

第2項では、各常任委員会が担当する調査の範囲を委員会条例に委ねています。

第3項では、広報・広聴常任委員会を除く3常任委員会について、本会議における議案の賛否や政策形成の判断材料を得るために調査すべき事件を定めています。

第4項では、特別委員会の審査又は調査すべき事件について、本会議に付託を諮るまでの手続を定めています。

### 【用語の解説】

※審査…委員会において、審議を深めるために本会議から付託を受けた議案、請願などについて、質疑、討論して結論を出す一連の過程をいいます。

※調査…常任委員会の所管事務の調査及び地方自治法第100条の調査を指します。この解説での「所管事務の調査」というのは、常任委員会が所管する事務のことであり、その内容は、委員会条例で定めています。

※総合計画・実施計画・個別計画…別海町が策定する中・長期的なまちづくりの最上位計画を総合計画といいます。総合計画に掲げる基本計画に基づき、3年間のローリングで見直しをしながら策定される事務事業の推進計画を「実施計画」と呼び、個別の政策分野ごとに策定される計画を「個別計画」と呼んでいます。

※基本構想・基本計画…第14条第3項第3号でいう「基本構想」「基本計画」とは、公共施設を建設するための基本的な構想と計画のことをいいます。

(委員会活動のP D C Aサイクル)

**第 15 条** 委員会は、審査又は調査の実施に当たっては、P D C Aサイクルに基づいた計画的で機動的な委員会活動に努めます。

**【条文の解説】**

第 15 条は、前条の規定により委員会が必要と判断した審査又は調査が計画的かつ機動的に行われ、結果として本会議における政策形成の判断材料となるような論点・争点などが得られるよう、委員会活動のP D C Aサイクルについて定め、「結果を出す委員会」を目指すものです。

**【用語の解説】**

※PDCAサイクル…Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことによって、委員会の審査又は調査について、本会議において効果的な政策論議が行えるよう、精度の高い執行機関との論点・争点の獲得を目指していくとともに、委員会の審査又は調査そのものを継続的に改善していく一連の手法のことです。

### 【第5章の解説】

自治基本条例に規定されている「情報共有」「情報提供」「情報公開」の施策を補足するとともに、別海町議会活性化計画を将来にわたり継続し、その計画の内容と達成状況を町民に公開することで、「開かれた議会」を実現しようとするものです。

(情報公開及び個人情報保護)

- 第16条** 議会は、別海町情報公開条例（平成14年別海町条例第42号）の定めるところにより町政情報を公開し、その施行についての必要な事項は、別海町情報公開条例の施行に関する議会規則（平成15年別海町議会規則第1号）で定めます。
- 2 議会は、別海町個人情報保護条例（平成14年別海町条例第43号）の定めるところにより個人情報を保護し、その施行についての必要な事項は、別海町個人情報保護条例の施行に関する議会規則（平成15年別海町議会規則第2号）で定めます。

### 【条文の解説】

第16条は、「情報公開」の基本的な考え方を定め、「開かれた議会」を目指すものです。

第1項は、「より一層公正で開かれた町政の推進に寄与する」という情報公開条例の目的を達成するために、第2項は、「個人の権利利益を保護するとともに、公正で民主的な町政の推進に資する」という個人情報保護条例の目的を達成するために、それぞれ定めるとともに、その運用について規則に委ねるものです。

### 【用語の解説】

※**町政情報**…実施機関が作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム、電磁的記録及びこれに類する物であって、当該実施機関が保有しているものです。

※**情報を公開**…実施機関が「別海町情報公開条例」に定める町政情報を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することです。

※**個人情報**…個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものです。

(町民への情報提供)

**第17条** 議会は、次の各号に掲げる事項により議会活動などに関する情報を町民に提供します。

- (1) 議会広報の発行
- (2) ホームページによる会議結果の公開
- (3) 情報通信技術の発展を踏まえた多様な手段による情報提供
- (4) 議会白書の発行

**【条文の解説】**

第17条は、自治基本条例第7条に規定されている町民への「情報提供」に係る議会の施策を定め、「開かれた議会」を目指すものです。

前条が、町民の請求に基づき情報を公開する規定であるのに対して、本条では、議会が能動的に町民へ「情報提供」する施策を定めています。

**【用語の解説】**

※**多様な手段**…動画による本会議の公開やSNSによる議会情報の提供などが考えられます。

※**議会白書**…議会の概要及び過去からの議会運営の変遷などをまとめた資料のことです。

## (議会内部の情報共有)

**第18条** 議会は、次の各号に掲げる事項により議会内部の情報共有に取り組みます。

- (1) 本会議における議長による諸般の報告
- (2) 協議又は調整の場における正副議長、委員長、一部事務組合議会議員及び広域連合議会議員などによる活動報告
- (3) タブレット端末の使用による調査情報の閲覧
- (4) 重要な政策課題に係る会議資料の配付
- (5) 政策分野の横断的な町政課題に関する討論の機会の確保

### 【条文の解説】

第18条は、議会内部の「情報共有」に係る施策を定め、「開かれた議会」を目指すものです。

議会は、常に円滑な活動及び対応が可能となるよう、日頃からの情報共有に取り組むことが重要であり、必要な施策を第1号から第5号に定めています。

### 【用語の解説】

※**本会議**…定例あるいは臨時に開く全議員で構成する会議であり、地方自治法第101条に規定する「普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。」を根拠に招集される会議を本会議といいます。

※**諸般の報告**…議長が、本会議において、本会議開会前の閉会中における公務などの出来事や、法令、条例などに基づいて議長に提出された各種の事項について報告することをいいます。

※**一部事務組合議会・広域連合議会**…地方公共団体のうち、普通地方公共団体（都道府県及び市町村）以外の法人を特別地方公共団体といい、一部事務組合、広域連合、いずれもこれに属し、議会が置かれます。

※**タブレット端末**…スマートフォン同様、携帯用の機器ですが、スマートフォンより大型のディスプレイサイズが採用されている機器であり、キーボード装置が附属していない小型のコンピュータです。別海町議会では、公務としての活動日以外に、在宅でも審議、審査、調査に関する資料を精読し、活動日に備えるとともに、会議中のペーパーレス化や議員間の情報共有、議会広報の校正、リモート会議などに活用しています。

(正副議長志願者の所信表明)

**第 19 条** 議会は、議長及び副議長の選出過程を透明にするため、それぞれの職を志願する者に所信表明の機会を設けます。

### 【条文の解説】

第 19 条は、正副議長の選挙前に地方自治法で定める任期中の所信について表明の機会を設けることを定めています。

### 【用語の解説】

※所信…自らの使命及び職責並びに議会が目指す活動の方向性について、自らの信ずるところをいいます。

(議会活性化)

**第 20 条** 議長、議会運営委員会及び議員は、第 1 条の目的に規定する目指す議会像を実現し、町民の議会に対する関心と信頼を高めるため、不断の議会活性化に取り組みます。

### 【条文の解説】

第 20 条は、別海町議会が将来にわたり絶え間なく取り組む議会活性化の一連の手続を定めるものであり、その手続によって、議会活性化計画を策定し、計画の達成状況を町民に公表し、評価を議会モニターに委ねることで、「開かれた議会」を目指すものです。

(議会サポーター)

**第 21 条** 議会は、議会活性化計画の遂行に当たっての専門的知見の支援を受けるため、有識者からなる議会サポーターを設置します。

### 【条文の解説】

第 21 条は、専門的知見の支援を議会活性化の原動力にするため、「議会サポーター」について定めるものです。

### 【第6章の解説】

論点・争点を明確にした緊張感のある政策論議を原則とし、過去から培われた議案審議、議会・委員会・議員による政策形成機能、議決事件の追加及び議会機能の強化によって、町民の意見反映と町政課題の解決を目指す「政策議会」の実現に向けて、「行動する議会」を実現しようとするものです。

(政策形成の基本)

- 第22条** 議員と町長は、対等で緊張感のある関係を保持し、町民の福祉が向上され、持続可能なまちづくりが推進されるよう政策を論議するとともに、その形成に努めます。
- 2 議員は、会議における論点・争点を明確にするよう努めます。
- 3 議長及び委員長は、論点・争点を明確にする必要があるときは、町長その他の執行機関の長及び職員に対し、議員及び委員の発言趣旨に対する確認の機会を付与することができ、その運用については、会議規則で定めます。

### 【条文の解説】

第22条は、この条例の目的である町民福祉の向上と持続可能なまちづくりが達成されるよう、公選職である議員と町長とが、「住民にとっての最良な政策の形成」という共通の目標を果たさんとする政策論議によって、「開かれた議会」を目指すものです。

第1項では、本章の「政策形成」に係る各施策共通の基本原則を定め、第2項及び第3項では、政策論議に欠かせない論点・争点の明確化について、議員の努力と議事整理をそれぞれ定めています。

### 【用語の解説】

※確認の機会を付与…議員・委員の質問又は質疑の趣旨が不明である場合に、説明員が議事整理者の許可を得て、議員に趣旨説明を求めたいとする場合、議事整理者がその機会を設けることです。

(議会による政策形成)

**第 23 条** 議会は、委員会又は議員の提案による条例、決議及び意見書並びに請願の審議を通じて、国政、町政などの政策形成を図るものとします。

2 議会は、町長提案による議案について、政策形成上の疑義・課題などの審議を通じて政策の質の向上に努め、議決責任を果たします。

#### 【条文の解説】

第 23 条は、議会による政策形成について定めています。

第 1 項では委員会及び議員が、第 2 項では町長が提案する議案などについて、それぞれその審議による政策形成について定めているものです。

#### 【用語の解説】

※決議…本会議の場において、議会としての意思を表明することです。

※意見書…公益に関して、議会独自に、議会の意思を意見としてまとめて、国会、関係行政庁などに提出する地方自治法に基づく文書のことです。

※議決責任…議案に対して可否の意思を示し、議会の意思決定に関わった責任として、有権者に対して賛否の理由、政策、予算の内容などの説明をすること、また、政策決定の責任を自覚し、その後の問題解決に向けた方策の調査や行政との政策論議に努めることです。

(委員会による政策形成)

**第 24 条** 委員会は、審査又は調査により政策課題を解決しなければならないと判断したときは、必要に応じて次の各号に掲げる事項の実施について協議します。

- (1) 議案の提出
- (2) 政策提言書の提出
- (3) 委員の総意による一般質問

#### 【条文の解説】

第 24 条は、委員会による政策形成について定めています。

第 1 号では、地方自治法に基づく委員会による議案の提出を、第 2 号及び第 3 号では、委員任期中の調査計画に基づき継続して調査した重要な政策課題に係る執行機関への提言の手段を定めています。

(議員による政策形成)

**第 25 条** 議員は、一般質問を通じて最良な政策が形成されるよう町長その他執行機関の長と論議します。

2 議員は、政策課題に着眼し、情報を収集し、論点・争点を絞り、町民にわかりやすい政策論議に努めます。

3 議会は、一般質問の通告内容及び政策論議の質の向上を目的とした協議又は調整の場を設けます。

### 【条文の解説】

第 25 条は、議員による政策形成について定めています。

第 1 項では、一般質問の運用上のルールを、第 2 項では、一般質問及び議案提出に臨む心掛けを、第 3 項では、一般質問を議員相互に磨き上げる施策を定めており、これらの規定によって議員の政策形成を支援するものです。

(政策の内容説明及び審議方法)

- 第 26 条** 町長は、議会に政策を提案するときは、あらかじめ次に掲げる政策形成過程の資料を提出するなど、内容の説明に努めます。
- (1) 政策の発生源及び提案に至るまでの経緯
  - (2) 他の自治体の類似する政策との比較検討
  - (3) 自治基本条例に規定する町民参加手続
  - (4) 自治基本条例に規定する総合計画及び個別計画における根拠又は位置づけ
  - (5) 関係ある法令、条例など
  - (6) 財源の措置
  - (7) 将来にわたる効果及び費用
  - (8) その他議員が政策の賛否を判断する上で必要な情報
- 2 議会運営委員会は、審議を深める必要があると判断される政策が提案されるときは、あらかじめ協議・調整の上で、当該議案の上程前にその内容を報告します。
- 3 審査を付託された委員会の委員長は、会議規則に定める手続により委員会を招集し、その審査結果を本会議において報告します。
- 4 町長は、予算・決算を議会の審議に付したときは、予算資料、決算資料のほか、審査が付託された委員会が求める審査用資料を提出します。
- 5 審査を付託された委員会の委員は、質疑の構築など、審査の事前準備に努めます。

### 【条文の解説】

第 26 条は、町長が議会に提出する議案などについて、その内容説明及び審議の運用について定めたものです。

第 1 項では、政策の論点・争点を明確にするために内容説明を必要とする事項を、第 2 項から第 5 項では、別海町議会がこれまで培ってきた政策の審議方法と、議会、委員会及び議員から説明や資料提出の要求があったときは、町長等が誠実に対応すべきことを定めています。

### 【用語の解説】

※付託…議案の議決に先立ち、委員会に慎重な審査を委託することです。

※質疑…議案などを表決する前に疑問点を質すことです。

(議決事件の追加)

**第 27 条** 法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件については、次に掲げるものとします。

- (1) 別海町総合計画に係る基本構想及び基本計画の策定と変更
- (2) 別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び別海町人口ビジョンの策定

#### 【条文の解説】

第 27 条は、別海町議会が議決すべきと判断する 2 項目を議決事件に追加するものです。

地方自治法第 96 条第 1 項では、条例、予算などの 15 項目が自治体議会の議決事件と規定されていますが、同法同条第 2 項の規定により、自治体議会が独自に議決すべき事件を定めることができます。

#### 【用語の解説】

※事件…本会議で審議する議案や予算などのほか、委員会で審査又は調査する案件のことです。

※基本構想・基本計画…別海町総合計画は、その計画期間である 10 年のまちづくりの指針・ビジョンを「基本構想」とし、その基本構想に基づき町政全般に係る政策の基本的な方向を総合的・体系的に定めている計画を「基本計画」としています。

(専決処分)

**第 28 条** 議会は、議決権限の重要性を踏まえ、町長等の迅速な事務執行によって得られる町民の利益を勘案し、専決処分の事項を別に指定します。

#### 【条文の解説】

第 28 条は、地方自治法の規定により町長が議会に代わって決断、決定する「専決処分」について、その対象となる事件を別に指定することを定めています。

(適正な議会費の確立)

**第 29 条** 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、この条例に規定する活動、施策など  
がより円滑に執行されるよう、町長と協議して必要な議会費の確立を目指します。

2 議会は、議会費の予算内容及び使途を公表します。

### 【条文の解説】

第 29 条は、議会運営及び議員活動に必要となる議会の予算の確保と予算執行の公表について定めています。

### 【用語の解説】

※議事機関…機関の構成員の合意によって団体の意思を決定する機関のことで、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と憲法に定められています。

(附属機関及び調査機関の設置)

**第 30 条** 議会は、議会活動に関し調査又は諮問のため必要があると認めるときは、別に定めるところにより、学識経験を有する者などで構成する附属機関を設置します。

2 議会は、議案の審査又は行政の事務に関する調査のために必要があると認めるときは、別に定めるところにより、学識経験を有する者などで構成する調査機関を設置します。

### 【条文の解説】

第 30 条は、審議の充実などのために、学識経験者などによる専門的知見の活用について定めています。

第 1 項では、議決に基づく調査機関の設置について、第 2 項では、地方自治法に基づく学識経験者への調査の依頼について、それぞれ定めています。

議会には、公聴会や参考人制度が過去から設けられていますが、これらは、議員又は委員の質疑に対する意見の聴取にとどまります。

### 【用語の解説】

※諮問…意見を尋ね求めることがあります。

(議会図書室の附置)

**第31条** 議会は、議員の調査・研究に資するため、議会図書室を附置し、適正に管理するとともに、その機能を強化します。

**【条文の解説】**

第31条は、地方自治法で議会に附置することとなっている図書室の設置及び管理を定めています。

**【用語の解説】**

※議会図書室…地方自治法によって、議会には、国及び都道府県の刊行物の設置や議員の調査・研究に必要となる資料などを設置するため、図書室を附置すると規定されています。

※附置…付属させて設置することです。

(議会事務局の設置及び強化)

**第32条** 議会に別海町議会事務局（以下「事務局」といいます。）を置き、職員の定数は、別海町職員定数条例（昭和39年別海村条例第4号）で定めます。

- 2 議会は、事務局の法務及び調査機能並びに組織体制を強化します。
- 3 議長は、事務局職員の人事に当たっては、任命権者として町長と事前に協議します。

**【条文の解説】**

第32条は、議会事務局の設置及び強化について定めています。

第1項では、地方自治法の規定による議会事務局の設置と職員の定数を定めています。

第2項及び第3項では、議会運営及び議員活動の支援に必要となる事務局の機能及び体制の強化と、議会事務の統理者である議長による職員人事の事前協議について定めています。

### 【第7章の解説】

政策課題の発見と町民の意見聴取が議員活動の一丁目一番地であり、議会運営の原動力となる「まちを歩き町民に寄り添う」議員活動を推進するために、議員活動の施策を規定するものです。

(議員定数)

**第33条** 議員定数は、別海町議会の議員の定数を定める条例（平成14年別海町議会条例第1号）で定めます。

- 2 議員定数の改正を検討するときは、議会機能の確保を基本とした議論を尽くします。
- 3 議員定数を改正するときは、法の規定による町民の直接請求があった場合を除き、議案に改正理由を付して、必ず議員が提案するものとします。

### 【条文の解説】

第33条は、議員定数を定める際に考慮すべき事項を定めています。

第1項では、地方自治法の規定により条例で議員定数を定めることを、第2項及び第3項では、議員定数の改正に当たっては、多様な町民の意見を町政に反映させるための適切な人数を確保するという観点で議論を尽くし、議員が改正議案を提出することを、それぞれ定めています。

### 【用語の解説】

※直接請求…有権者が一定数以上の署名をもって、選挙管理委員会の審査を経て、条例の制定・改廃、事務の監査、議会の解散及び議員・長・主要公務員の解職を請求することです。

### (議員報酬)

- 第 34 条** 議員報酬は、別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例（昭和 22 年別海村条例第 1 号）で定めます。
- 2 町が議員報酬の改正を検討するときは、議会としても、町政の現況及び社会経済情勢の変化などを踏まえた議論を尽くします。

### 【条文の解説】

第 34 条は、議員報酬を定める際に考慮すべき事項を定めています。

第 1 項では、条例で報酬を定めることを、第 2 項では、報酬改正案の審議に向けて、報酬が議員活動への対価であることを基本としつつ多角的に議論を尽くすことを、それぞれ定めています。

### 【用語の解説】

※報酬…議員や行政委員など、非常勤職員の勤務に対する給付のことです。議員に対しての報酬は、行政委員と区分するため「議員報酬」と呼んでいます。

※費用弁償…議員、行政委員など、非常勤職員に対して、職務の執行等に要した経費を償うため支給される金銭のことです。

### (議員研修及び議員間交流の強化)

- 第 35 条** 議会は、政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修を実施します。
- 2 議員は、他の自治体議会議員との交流及び連携を行います。

### 【条文の解説】

第 35 条は、議員の研鑽に係る施策について定めたものです。

議案などの審査や政策形成に関する能力の向上のため、第 1 項では、計画に基づいた研修及び議員派遣による研修・視察について、第 2 項では、他の自治体議会との交流及び連携による知見の獲得などについて定めています。

### 【用語の解説】

※議員連盟…目的をもって議員が結成する会の総称のこと。

(多様な議員活動の推進)

- 第 36 条** 議員は、多様な議員活動を通じ町政の課題発見に努め、町民の声を町政へ反映するよう努力します。
- 2 議員は、前項の規定による町政への意見反映に当たっては、多様な議員活動のスタイルがあることを相互に尊重します。
- 3 町長その他の執行機関は、前項に規定する多様な議員活動に対し、迅速かつ誠実に対処します。

**【条文の解説】**

第 36 条は、多様な議員活動の推進について定めています。

議員には、この条例の目的を達成するために必要となる議会及び委員会の構成員としての活動のほか、行政の所管への問合せや相談、一般質問など、町民の声を町政に届ける個々の活動があります。

これらの活動の前提となる「まちを歩き、町民に寄り添う」努力を第 1 項に定め、その努力によって議員個々に目指そうとする町政への意見反映については、多様な議員活動のスタイルを相互に尊重することを第 2 項に定め、行政の真摯な対応を第 3 項に定めるものです。

**【第8章の解説】**

大震災や感染症などの危機に対して、立ち止まることのできない議会運営の業務継続とその業務に従事する議員の的確な初動がなされるよう、平時と有事の危機管理を規定するものです。

(危機管理)

**第37条** 災害などが発生したときは、議会は、町民及び地域の状況を的確に把握し、議会の業務を継続するとともに、町長などへ必要な要請を速やかに行います。

2 平時における防災訓練及び前項に規定する災害などが発生したときに議会が取り組む危機管理については、議長が別に定めます。

**【条文の解説】**

第37条は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害や感染症などに対する危機管理について定めています。

第1項では、災害などが発生した場合における議員と議会の基本的な対応を、第2項は、その有事における対応と平時の訓練に係る危機管理施策を別途設けることを定めています。

### 【第9章の解説】

この基本条例の目的が将来にわたり果たされるよう、条例の進行管理を毎年度行い、必要に応じて見直しを行うための手続などを規定するものです。

(条例の進行管理及び見直し手続)

**第38条** 議会は、この条例を適正に運用するため、第1条に規定する目的の達成状況を1年ごとに確認し、必要に応じて見直しを行います。

2 議会がこの条例を改正するときは、改正の理由及び背景を町民に説明します。

### 【条文の解説】

第38条は、この条例の進行管理と見直しなどの措置について定めたものです。

第1項では、第1条の目的の達成に向けて、条例全般の運用が適切なものであるかを確認し、必要に応じて見直すことを、第2項では、条例改正時の手續を、それぞれ定めています。

(委任)

**第39条** この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めます。

### 【条文の解説】

第39条は、この条例に規定する各施策の運用上必要な事項については、別の規則、訓令などに委ねることを定めています。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(別海町議会事務局設置条例の廃止)
- 2 別海町議会事務局設置条例（昭和 33 年別海村条例第 12 条）は、廃止する。

### 【条文の解説】

附則第 1 項は、本条例の施行期日を条例の公布の日とし、本条例の規定の効力を現実に発動させることを定めています。

附則第 2 項では、議会事務局の設置については、本条例第 32 条第 1 項で定めることとしたことに伴い、昭和 33 年 7 月 1 日に公布・施行した「別海町議会事務局設置条例」を廃止することを定めています。